

岩手県告示第 319 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により、久慈市の地籍調査を平成 20 年 4 月 4 日次のとおり国土調査として指定した。

平成 20 年 4 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 久慈市
- 2 調査地域 久慈市畑田の一部
- 3 調査期間 平成 20 年 4 月 4 日から平成 21 年 3 月 31 日まで